

液化石油ガス器具等関係基準の改正について（案）

平成 20 年 5 月
高圧ガス保安協会
液化石油ガス部

1. 主旨等

高圧ガス保安協会は、液化石油ガス規格委員会を設置し、液化石油ガスの供給・消費設備、液化石油ガス器具、充てん設備、検査機器等に係る設計、施工、維持管理等に関連する技術基準を現在 37 規格所掌している。

このうち液化石油ガス器具等に関連する技術基準類については、液化石油ガス器具等関係基準分科会を設け、これらの制定、改正又は廃止のための原案の作成等を行っているところである。一方、高圧ガス保安協会では技術基準作成基本方針（平成 17 年 9 月 13 日）において、「基準類は制定、改正又は確認の日から 5 年以内に全体的な確認を行い改正等を行っていく必要がある」としており、当該基本方針に基づき「平成 18 年度～平成 20 年度 技術基準整備 3 ヶ年計画」（以下「3 ヶ年計画」という。）を作成している。（平成 18 年 12 月 14 日 液化石油ガス規格委員会 承認、平成 19 年 2 月 14 日 技術委員会 承認）

このたび、3 ヶ年計画に基づき、次に示す技術基準に係る改正原案を作成したため、本件について、液化石油ガス器具等関係基準分科会において検討を行った後、液化石油ガス規格委員会に上申することとしたい。

- ①液化石油ガス用対震自動ガス遮断器技術基準（KHKS0714）
- ②液化石油ガス用ガス漏れ警報器設置基準（KHKS0718）
- ③液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（Ⅱ型）技術基準（KHKS0726）
- ④液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（Ⅰ型）技術基準（KHKS0728）
- ⑤液化石油ガス用逆止弁付根元バルブ技術基準（KHKS0731）
- ⑥液化石油ガス用逆止弁アダプター技術基準（KHKS0732）
- ⑦液化石油ガス用流量検知式切替型漏洩検知装置技術基準（KHKS0734）

2. 改正案の概要

①引用している JIS 規格の改正等への対応について

- i) 引用していた「日本工業規格 Z2371 (1994) 塩水噴霧試験方法」は「日本工業規格 Z2371 (2000) 塩水噴霧試験方法」に改正されていることから、これを引用規格とし、また引用条項を改正する。
- ii) 引用していた「日本工業規格 K2240 (1991) 液化石油ガス」は「日本工業規格 K2240 (2007) 液化石油ガス」に改正されていることから、これを引用規格とする。
- iii) 引用していた「日本工業規格 C0920 (1993) 電気機械器具の防水試験及び固形物の侵入に対する保護等級」は「日本工業規格 C0920 (2003) 電気機械器具の外郭による保護等級」に改正されていることから、これを引用規格とし、また引用条項を改正する。
- iv) 「日本工業規格 B8246 (1996) 高圧ガス容器用弁の附属書」を引用していたものを改正し、「日本工業規格 B8245 (2004) 液化石油ガス容器用弁の附属書」を引用規格とする。

- v) 引用していた「日本工業規格 B0203 (1982) 管用テーパねじ」は「日本工業規格 B0203 (1999) 管用テーパねじ」に改正されていることから、これを引用規格とする。
- vi) 引用していた「日本工業規格 B2238 (1996)」は廃止され、その内容は「日本工業規格 B2220 (2004) 鋼製管フランジ」に移行していることから、これを引用規格とする。
- vii) 引用していた「日本工業規格 B2239 (1996) 鋳鉄製管フランジ」は「日本工業規格 B2239 (2004) 鋳鉄製管フランジ」に改正されていることから、これを引用規格とする。
- viii) 引用していた「JISB2081-1976 鋳鋼 20kgf/c m²フランジ形玉形弁」及び「JISB2083-1976 鋳鋼 20kgf/c m²フランジ形外ねじ仕切弁」は廃止され、その内容は「日本工業規格 B2071 (2000) 鋼製弁」に移行していることから、これを引用規格とする。
- ix) 引用していた「JISH3250-1981 銅及び銅合金棒」が「日本工業規格 H3250 (2006) 銅及び銅合金の棒」に改正されていることから、これを引用規格とする。

②引用法令名等の変更について

- i) 引用していた「液化石油ガス器具等の検定等に関する省令」は「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令」に改正されていることから、これを引用法令名とし、また引用条項を改正する。
- ii) 引用していた「液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律 施行令第 3 条別表第 2」は「液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律 施行令第 3 条別表第 1」に改正されていることから、これを引用条項とする。
- iii) 特定供給設備及び消費設備に関する技術基準の細目を定める告示（昭和 56 年 6 月 17 日通商産業告示第 282 号）が「供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示（平成 9 年 3 月 13 日通商産業省告示第 123 号）」に改正されていることから、これを引用告示名とする。
- iv) 引用していた「液化石油ガス法施行規則関係基準第 29 節」は廃止され、その内容は「液化石油ガス法施行規則例示基準第 29 節」に移行していることから、これを引用基準とする。
- v) その他
 - ・ 引用していた「電気用品取締法施行令」が「電気用品安全法施行令」に改正されていることから、これを引用法令名とする。
 - ・ 「建築基準法施行令第 129 条の 2 の規定」を引用していたものを改正し、「建築基準法施行令第 129 条の 2 の 5」を引用する条項とする。

③基準名称及び体裁の統一について

高圧ガス保安協会の基準名称中に「技術基準」を使用しているものについては「基準」に変更する。また総則について体裁を統一する。

④内容及び使用している用語等についての改正

基準に掲げている内容及び使用している用語について、現状に応じて必要な改正を行う。

3. スケジュール

- ① 液化石油ガス器具等関係基準分科会 平成 20 年 5 月 20 日
- ② 液化石油ガス規格委員会 平成 20 年 5 月 23 日

以上